

Wealth & Asset Management EY Viewpoints | Autumn 2023

ウェルス&アセットマネジメント
EY ビューポイント | 2023年秋号

クライアントの皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints (2023年秋号)」は、ウェルス&アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまの御関心のありそうな内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2023年10月

EY新日本有限責任監査法人
ウェルス&アセットマネジメント
セクター長 長谷川 敬



Contents

- **制度動向トピック** 3
 - 金融規制(日本・国際)
 - 監査
 - 会計
 - 税制
 - その他
- **金融規制(日本)** 9
 - 【金融庁】
 - 「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」の公表
 - 「インパクト投資等に関する検討会報告書」の公表
 - 「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」の公表
- **会計(日本)** 19
 - 【企業会計基準委員会】
 - 企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等の公表
- **コラム** 24
 - 投資信託委託会社の業績ハイライト

制度動向トピック

国内規制

金融庁：「米国及び欧州のオープンエンドファンドの運用パフォーマンス調査」の公表

金融庁は2023年4月21日、「米国及び欧州のオープンエンドファンドの運用パフォーマンス調査」を公表しました。

ファンド資産運用残高に関する分析、運用パフォーマンスに関する分析、ファンド費用の日米比較、投資信託の保有期間に関する日米動向等の調査結果が取りまとめられました。

調査結果の一部は以下の通りです。

- 全世界を対象とした運用会社の残高ランキングは1位はバンガードで61,640億ドル、2位はブラックロックで32,750億ドル、3位はフィデリティで20,240億ドル。
- ベンチマークを上回ったファンドの割合（勝率）は、直近3年間の期間では米欧はそれぞれ25%程度だが、日本は50%近い勝率であり、約半分のファンドがベンチマークを上回っている。
- 米国と日本を比較すると、ファンド費用の総経費率は日本籍のほうが加重平均値で0.6-0.7%程度高い。（販売会社の役割が日米で異なり、日本では販売会社が担う役割は米国よりも広い）

国内規制

金融庁：コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（6））の公表

金融庁は2023年4月26日、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを公表しました。

本意見書においては、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、今後の取組みに向けた考え方や具体的な取組み内容について、フォローアップ会議としての提言が示されています。

現状の課題として、資本コストを踏まえた収益性・成長性を意識したサステナビリティに関する取組みの促進といった経営上の課題、独立社外取締役の機能発揮に関する課題、企業と投資家との対話に関する課題が挙げられました。

今後の取組みに向けた考え方として、上記の課題解決に向け、情報開示の充実をはじめ、企業と投資家の自律的な意識改革を促進するための施策や企業と投資家との建設的な対話の実効性を向上させるための施策を基本とし、必要に応じ、その他の施策によりこれを補完していくことが適切であると記されています。

国内規制

金融庁：「国内運用会社の運用パフォーマンスを示す代表的な指標（KPI）の測定と国内公募投信についての諸論点に関する分析」の公表

金融庁は2023年4月21日、「国内運用会社の運用パフォーマンスを示す代表的な指標（KPI）の測定と国内公募投信についての諸論点に関する分析」を公表しました。

運用パフォーマンスを示す重要業績評価指標（KPI）として、シャープレシオと累積リターンを取り上げ、2022年末までの各年末時点を基準日とした過去5年間のシャープレシオと累積リターンを計測し、主な投資対象で区分したQUICK分類ごとに、各運用会社の平均値を算出しています。

結果の概要は以下の通りです。

- 2022年の投資信託市場のパフォーマンスは、好調だった前年から一変して悪化に転じた。とりわけ株式相場では上昇基調が続いたグロース株が総崩れとなる一方で、バリュー株に見直し買いが入る展開になった。
- 分類別の平均シャープレシオは2021年に比べ縮小。全ファンドの平均シャープレシオは前年末の0.50が0.21に半減した。
- バリュー株運用を得意とする運用会社が上位に入った。
- つみたてNISA対象のファンド、特に、つみたてNISA対象のインデックスファンドの平均シャープレシオは上位を維持したものの、つみたてNISA対象のアクティブ型ファンドは順位を下げた。

国内規制

金融庁：スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第28回）議事録の公表

金融庁は2023年5月15日、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第28回）議事録を公表しました。

同会議では「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた課題」に焦点を当て、主に以下の点について議論がされました。

- 収益性・成長性を意識した経営の促進、サステナビリティに関する取組みの促進といった経営上の課題
- 取締役会や指名委員会・報酬委員会の実効性向上、独立社外取締役の機能発揮に関する課題
- 情報開示の充実、法制度上・市場環境上の課題解決といった企業と投資家との対話に関する課題

国内規制

投資信託協会:「ESG関連投資を行う資産運用会社としての基本的な考え方」の公表

投資信託協会は2023年5月18日、「ESG関連投資を行う資産運用会社としての基本的な考え方」を公表しました。

環境問題や社会問題が顕在化する中で、資産運用会社によるESG関連投資にも大きな期待が寄せられ、周辺を取り巻く状況は刻々と変化しています。

資産運用会社には、様々なESG要素を取り入れた投資信託商品の提供を通じて、多種多様なESG関連投資の流れを一層力強く確かなものにしていくことにより、サステナブルな社会の実現に貢献することが望まれています。

「投資信託のESGに関する意見交換会」では、ESG関連投資やESG投信に関する課題に対する、資産運用会社としての基本的な考え方について検討を行い、以下の5つの事項を取りまとめています。

- ESG関連投資の推進
- ESG投信の区分
- ESG投信の情報開示
- ESG関連投資のあり方、品質管理と組織体制の整備
- スチュワードシップ活動

国内規制

金融庁:「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」の公表

金融庁は2023年6月27日、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」を公表しました。

2050年カーボンニュートラル(ネットゼロ)に向けた国内外の動きが加速する中で、金融機関等における脱炭素に向けた取組みは重要性を増しています。

具体的には、脱炭素に向けて金融機関と企業とが対話を行い、企業による移行計画の策定を行っていくこと等を通じて、実体経済の脱炭素を進めていくことが求められています。

本報告書は、脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会において、脱炭素等に向けた金融機関等の取組みについて行われた議論を踏まえ、ネットゼロに向けた金融機関等の取組みに関する提言(ガイド)としてとりまとめましたものとなります。

(詳細は、9ページをご参照ください。)

国内規制

金融庁:資産運用業界のデジタル化に向けた課題に関する調査の公表

金融庁は2023年6月26日、資産運用業界のデジタル化に向けた課題に関する調査を公表しました。

日本の資産運用会社におけるDXの状況および課題を明らかにすること、およびその結果をもとにした、課題解決の方向性を示すことにより、業界全体としての効率化とDXへの取組みを後押しし、日本の資産運用会社のDXの進捗を早め、新規参入の円滑化を含む業界全体の適正な競争環境の醸成と最終投資家の利益につなげることを目的として資産運用会社に対するアンケートやヒアリング等の調査をしています。

国内資産運用会社のデジタル化・DXの進捗状況、ニーズと進捗のギャップが見られた領域についてのヒアリング結果、アンケート・ヒアリング結果から示唆される構造課題、課題解決に向けた取組みの方向性が取りまとめられています。

国内規制

金融庁:「機関投資家等のスチュワードシップ活動に関する実態調査」最終報告書の公表

金融庁は2023年6月30日、「機関投資家等のスチュワードシップ活動に関する実態調査」最終報告書を公表しました。

国内において、コーポレートガバナンス改革が進められてきました。今後は、投資家と企業との建設的な対話の実効性向上等を通じて、実質的な対応が進むことが重要となります。そこで、より実質的なスチュワードシップ活動を促進するために、現状の機関投資家における課題認識等の集約を通じて、機関投資家が抱える課題を分析し、その解決に向けた提言を行うことが本調査の目的です。

機関投資家へのアンケートの結果、以下の課題認識があると考えられます。

- エンゲージメントのためのリソース(人材・時間)の不足
- 投資先企業における行動変化やその姿勢が不十分
- プロセス構築(PDCAサイクル)に改善の余地
- コスト・予算を割いて取組みを行うインセンティブの欠如

制度動向トピック

国内規制

金融庁：「インパクト投資等に関する検討会報告書」の公表

金融庁は2023年6月30日、金融庁が2022年10月に設置した「インパクト投資等に関する検討会」において、「インパクト投資」の基本的意義等について議論を進め、投資の要件、推進のための施策等と併せて取りまとめた、「インパクト投資等に関する検討会報告書」を公表しました。

同報告書の「インパクト投資に関する基本的指針(案)」については、資金提供者・調達者を含む関係者が創意工夫を通じて投資案件を進めるにあたって参考となるよう、インパクト投資の基本的な考え方やプロセスを取りまとめるものであり、10月まで意見募集が行われています。

(詳細は、12ページをご参照ください。)

国内規制

金融庁：「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会 論点整理」の公表

金融庁は2023年6月30日、「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会 論点整理」を公表しました。

気候変動関連データの更なる有効な提供や利活用等を促し、データを用いた持続的なイノベーションを産み出す環境を創出していくという観点から、特にデータの整備・活用が進んでいない物理的リスクを中心に、データの提供・利活用に係る関係者が会し、互いのニーズ・課題等の把握や今後の対応の方向性等について、双方向性で情報・意見交換を実施し、課題と求められる対応等の論点整理を行っています。

関係省庁等や民間金融機関・企業の主な取組み内容、共有された主な課題、今後の懇談会について取りまとめられています。

国内規制

金融庁：「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」の公表

金融庁は2023年6月30日、「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」を公表しました。

2021年6月の「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」(第一次報告書)、2022年7月の同第二次報告書の公表以降計4回にわたり、第一次報告書において提言としてとりまとめられた施策の進捗状況について随時把握を行い、重要課題について議論が重ねられてきました。本報告書はこれらの議論を踏まえてとりまとめられたものになります。

第三次報告書では、主に、サステナブルファイナンスを取りまく動向と、「企業開示の充実」「市場機能の発揮」「金融機関の投融资先支援とリスク管理」「その他の横断的課題」の取組みに関する進捗状況および今後の課題等が整理されています。

(詳細は、15ページをご参照ください。)

欧州委員会:SFDRに関するQ&Aの公表

欧州委員会は2023年4月14日、サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)に関する欧州監督当局から提起された質問に対する回答を公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- SFDRはサステナブル投資の主要なパラメータに関する最低要件は設定していないため、金融市場参加者が各投資に関する独自の評価を行い、その前提情報を公表することが求められている。
- パリ協定整合ベンチマーク(PABs)および気候移行ベンチマーク(CTBs)にトラックしているパッシブファンドは、自動的にSFDR 9条ファンドの要件を充足しているものとみなされている。
- 金融商品レベルのサステナビリティに有害な影響を与える事象(PAI)の開示には、PAIの記述とそれらの影響を緩和するために実施されている手続の両方が含まれるとしている。

会計

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB):ISSBが最初のグローバルなサステナビリティ開示基準の公表

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は2023年6月、最初の基準であるIFRS S1号およびIFRS S2号を公表しました。

本基準は、世界中の資本市場におけるサステナビリティ関連開示の新たな時代の幕開けを告げるものであり、投資意思決定に情報をもたらす、サステナビリティに関する企業の開示に対する信頼および信用を向上させるのに役立つものです。

また、本基準は、気候関連のリスクおよび機会が企業の見通しに与える影響を開示するための共通言語を初めて形成するものです。

IFRS S1号は、企業が短期、中期および長期にわたって直面するサステナビリティ関連のリスクおよび機会について、企業が投資家に伝えることを可能にするよう設計された、一連の開示要求を提供しています。IFRS S2号は、具体的な気候関連開示を定めており、IFRS S1号とともに用いるように設計されています。どちらも、気候関連財務開示タスクフォース(TCFD)の提言を十分に組み込んでいます。

欧州委員会:EU個人投資家向けのパッケージの公表

欧州委員会は2023年5月24日、EU個人投資家向けのパッケージを公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- デジタル化および個人投資家のサステナビリティへの関心の高まりに開示規則を適応させることで、投資商品およびサービスに関する情報が個人投資家に提供される方法を改善する。
- コストに関する表示方法および用語の標準化を図ることで、コストの透明性および比較可能性を高める。
- 財務アドバイスと個人投資家の利益の最大化を整合させることで、投資商品の販売における潜在的な利益相反に対処する。
- アドバイザー等の金融仲介業者がマーケティングコミュニケーションに関する責任を負うことにより、誤解を招くマーケティングから個人投資家を保護する。

制度動向トピック

税制

タイ:グローバルミニマム課税の影響を受ける企業のためのBOI新措置の公表

2023年3月7日、タイ閣議はBEPS2.0第2の柱に沿ってタイ国でグローバルミニマム課税を徴収することを原則として承認しました。

この決定を受け、タイ投資委員会 (Board of Investment、以下、「BOI」という。)は既存のBOI奨励企業および新規BOI申請者の両方に対して即時発効する救済措置を公表しました。この措置は、グローバルミニマム課税の影響を緩和し、多国籍企業の投資先としてのタイ国の魅力を維持することを目的としています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-06-22

税制

香港:「国外源泉所得非課税制度の修正」に関するコンサルテーション・ペーパーの公表

2023年4月6日、香港政府は「香港の国外源泉所得非課税制度の修正」と題するコンサルテーション・ペーパーを公表しました。

香港は欧州連合 (EU) の新しいFSIEガイダンスに準拠するため、2023年1月1日から施行された現行FSIE税制を2023年末までにさらに修正し、2024年1月1日から施行する必要があります。

新しいFSIEガイダンスでは、現行FSIE税制のように、国外源泉の譲渡益の範囲を株式持分の譲渡に限定することは認められず、一定の資産から生じる譲渡益については金融資産か非金融資産化に関わらず、FSIE税制の対象となります。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-06-16

税制

香港:「株式持分のオンショア利益に対する租税の確実性の向上」に関するコンサルテーション・ペーパーの公表

2023年3月末、香港政府は「株式持分のオンショア利益に対する租税の確実性の向上」に関するコンサルテーション・ペーパーを公表しました。

このコンサルテーション・ペーパーでは、2023年1月1日に施行された国外源泉所得非課税制度 (FSIE制度) の対象外となる株式持分の譲渡によるオンショア利益が、非課税のキャピタルゲインとして扱われるためのセーフハーバー規則の案が提示されています。

2カ月間のコンサルテーション期間で集められた利害関係者の意見をもとに修正された法案は2024年1月1日から発効となる予定です。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-05-10-02

税制

G7: G7財務大臣、BEPS2.0第1・第2の柱の実施に向けたコミットメントを改めて表明

2023年5月11日から13日に日本で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議の終了後に、G7議長国から議論の主なトピックを要約した声明が発表されました。

この声明では、第1の柱の多国間条約をめぐる交渉の進展を認識し、交渉の迅速な完了に対するコミットメント再確認しています。また、国内法制における第2の柱の導入をめぐる進展を歓迎するとともに、グローバルな一貫性のある実施のためのさらなる運用指針に関する包摂的枠組みの取組みを求めています。

加えて、開発途上国が持続可能な税収源を築くための税に関する能力の強化を支援する考えを示し、第1の柱および第2の柱の実施を支援することの重要性を強調しています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-06-14

国税庁:「ストックオプションに対する課税(Q&A)」の公表

国税庁は2023年5月30日、「ストックオプションに対する課税(Q&A)」を公表しました。

このQ&Aでは、ストックオプションに関する税務上の一般的な取扱いについて、以下の項目を質疑応答形式で取りまとめています。

- 税制非適格ストックオプション(無償・有利発行型)の課税関係
- 税制非適格ストックオプション(有償型)の課税関係
- 税制非適格ストックオプション(信託型)の課税関係
- 源泉所得税の納付について
- 税制非適格ストックオプションを行使して取得した株式の価額
- 税制適格ストックオプションの課税関係

詳細は、国税庁Webサイトをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/230428/pdf/01.pdf>

その他

GPIF:「第8回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果」の公表

GPIFは2023年5月17日、「第8回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート 集計結果」を公表しました。

GPIFは2016年から、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と、「目的を持った建設的な対話」(エンゲージメント)の実態および前回アンケート実施以降の1年間における変化の把握を目的として、上場企業向けアンケートを毎年実施しています。

今回のアンケートでは「エンゲージメント」が様々な面で拡大していることがわかる結果となりました。

概要は以下の通りです。

- エンゲージメント対応者の拡大:運用受託機関による社外役員との対話が増加。社外役員との対話要請を受けた多くの企業が実際に対話しており、今後さらに増加する可能性あり。
- エンゲージメント手法の拡大:協働エンゲージメントの注目度が高まっており、その枠組みは人権や生物多様性にも拡大。
- エンゲージメントテーマの拡大:プライム企業にTCFDに沿った情報開示が求められたことでTCFD開示企業数が増加し、開示内容に関する機関投資家との対話も進展。

OECD:BEPS2.0プロジェクトの進捗状況に関する成果声明の発表

経済協力開発機構(OECD)は2023年7月12日、税源浸食と利益移転(BEPS)に関するOECD/G20包摂的枠組みの第15回会議の閉幕にあたり、経済のデジタル化に伴う税務上の課題に対処するプロジェクト(BEPS2.0プロジェクト)の残された要素について、包摂的枠組みに参加する143カ国のカナダ、ベラルーシ、ロシア、パキスタンおよびスリランカを除く138カ国・地域の合意を反映した声明を発表しました。

今回の声明は、包摂的枠組みによる第1と第2の柱に関する作業の進展を反映しているものの、重要な分野ではまだ作業が進行中であることから、7月17日に公表された一連の文書や今後のOECDや各国の動向を注視していく必要があります。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-07-24

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

金融庁:「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」の公表

■ 概要

金融庁は2023年6月27日、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」(以下、「本報告書」という。)を公表しました。

2050年カーボンニュートラル(ネットゼロ)に向けた国内外の動きが加速する中で、金融機関等における脱炭素に向けた取組みは重要性を増しています。具体的には、脱炭素に向けて金融機関と企業とが対話を行い、企業による移行計画の策定を行っていくこと等を通じて、実体経済の脱炭素を進めていくことが求められています。

本報告書は、脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会において、脱炭素等に向けた金融機関等の取組みについて行われた議論を踏まえ、ネットゼロに向けた金融機関等の取組みに関する提言(ガイド)としてとりまとめたものとなります。

■ 脱炭素等の企業支援を行う金融機関への提言(ガイド)

脱炭素への移行には、金融機関における継続的・実効的な対話(エンゲージメント)が重要である点を指摘し、移行の戦略と進捗を理解・促進する観点から、以下を金融機関への提言(ガイド)として提示しています。

<ガイド1> 金融機関の移行の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> 移行は中長期におよぶもので事業上の影響が大きく、進捗状況の理解が必要 一方、画一的な指標はなく、現在一般的な「排出量×投融資量」(ファイナンスド・エミッション)のほか、様々な定量・定性的指標を併せて総合的に捉えるべき
<ガイド2> GHG排出量データの整備	<ul style="list-style-type: none"> 排出量データは企業だけでなく取引先も含めて集約が必要 現在は排出量データの様式やプラットフォームが統一されておらず、共通プラットフォームの整備も検討が必要
<ガイド3> パスウェイに照らした排出経路の適格性(移行計画の策定)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の移行戦略には、地球規模の目標から逆算した排出の期待値(パスウェイ)と、これを踏まえた金融機関・企業の排出目標(経路)が必要 排出経路は企業ごとに、業種・地域・戦略等を加味して判断が重要。事業性を十分理解することが必要
<ガイド4> アジア諸国向けの投融資拡大について	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の投資法人、経済・金融団体、大学、自治体や地域活性化に取り組む団体等と連携し、関係者間の対話や課題収集を進める 知財・無形資産を含む事業全体に対する担保制度の早期創設、売上高に応じて返済する等、出資と融資の中間的な金融手法の活用等
<ガイド5> リスクマネー供給	<ul style="list-style-type: none"> GXには、融資だけでなく個人投資を含む投資資金の誘導も重要 現在は選択肢が限定的であり、官民の協調によるブレンデッドファイナンス、資本性のあるESG商品、ESG投資信託、脱炭素目線からのインパクト投資等を普及していくことが重要

脱炭素等の企業支援を行う金融機関への提言（ガイド）

金融機関の移行のとりえ方 **ガイド1**

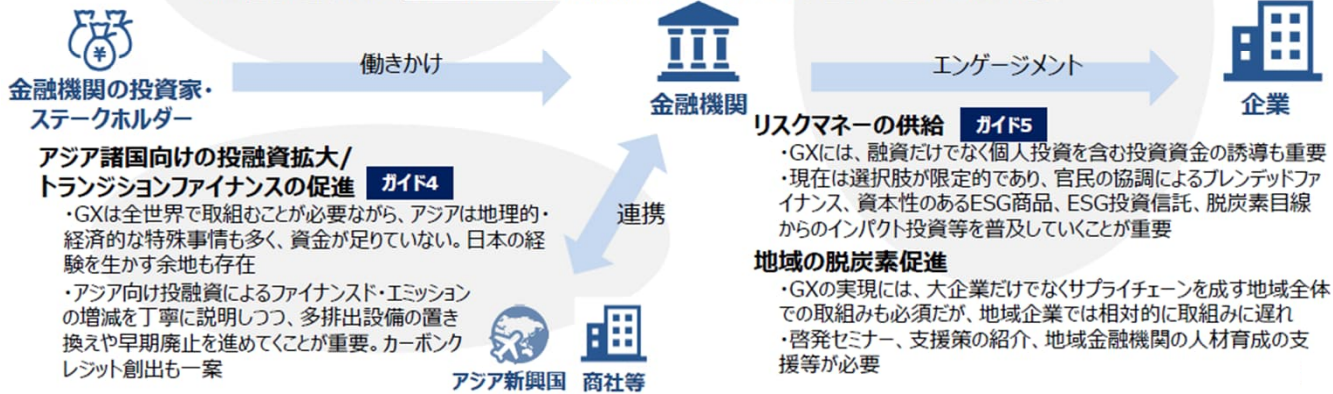
- ・移行は中長期に及ぶもので事業上の影響が大きく、進捗状況の理解が必要
- ・一方、画一的な指標はなく、現在一般的な「排出量×投資資産」（ファイナンス・エミッション）のほか、様々な定量・定性的指標を併せて総合的に捉えるべき

GHG排出量データの整備 **ガイド2**

- ・排出量データは企業だけでなく取引先も含めて集約が必要
- ・現在は排出量データの様式やプラットフォームが統一されておらず、共通プラットフォームの整備も検討が必要

パスウェイと排出目標（経路）との適格性 **ガイド3**

- ・金融機関の移行戦略には、地球規模の目標から逆算した排出の期待値（パスウェイ）と、これを踏まえた金融機関・企業の排出目標（経路）が必要
- ・排出経路は企業ごとに、業種・地域・戦略等を加味して判断が重要。事業性を十分理解することが必要



アジア諸国向けの投融资拡大/ トランジションファイナンスの促進 **ガイド4**

- ・GXは全世界で取組むことが必要ながら、アジアは地理的・経済的な特殊事情も多く、資金が足りない。日本の経験を生かす余地も存在
- ・アジア向け投融资によるファイナンス・エミッションの増減を丁寧に説明しつつ、多排出設備の置き換えや早期廃止を進めていくことが重要。カーボンクレジット創出も一案

リスクマネーの供給 **ガイド5**

- ・GXには、融資だけでなく個人投資を含む投資資金の誘導も重要
- ・現在は選択肢が限定的であり、官民の協調によるブレンデッドファイナンス、資本性のあるESG商品、ESG投資信託、脱炭素目線からのインパクト投資等を普及していくことが重要

地域の脱炭素促進

- ・GXの実現には、大企業だけでなくサプライチェーンを成す地域全体での取組みも必須だが、地域企業では相対的に取組みに遅れ
- ・啓発セミナー、支援策の紹介、地域金融機関の人材育成の支援等が必要

出典：金融庁「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書概要」

金融機関等の脱炭素を促す環境整備に向けた政府等への提言

金融機関による企業への働きかけを中心としているものの、こうした支援には、政府等による後押しや連携、情報発信等が不可欠となります。そのため、金融機関への提言だけでなく、関連地方支分部局も含めた政府等への提言を併せて提示しています。

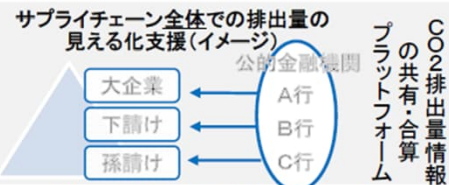
CO2排出量のデータ整備に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ サプライチェーン・ファイナンスも活用した金融機関による「見える化」の促進 ・ データの標準化、共通化やプラットフォームの構築、様式の統一 ・ グローバルな連携、企業データの充実
トランジションファイナンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省による分野別技術ロードマップの拡充（1.5℃目標との整合性） ・ アジアにおける脱炭素の取組みの拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関や事業会社等が情報・課題を共有する場の設置 ・ 多排出設備の除却に伴うカーボンクレジットの発行にかかる検討 ・ グローバル化を踏まえたカーボンバジェットの状態把握・管理
リスクマネーの供給に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクマネー供給に向けた金融商品の多様化 <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンやトランジションに資する優先株や劣後債の発行促進やESG投信の普及に向けた検討 ・ 脱炭素目線からのインパクト投資の推進 ・ ブレンデッド・ファイナンスの推進
地域の中小・中堅企業における脱炭素の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務局等におけるセミナーの開催（中小・中堅企業への浸透や地域金融機関同士の連携） ・ 地域金融機関を通じた支援策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ カーボンニュートラルに関する施策集の作成 ・ 地域金融機関への説明会の開催等も通じた情報提供の充実

金融機関等の脱炭素を促す環境整備に向けた政府等への提言

- 本報告書は、金融機関による企業への働きかけを中心としているものの、こうした支援には、政府等による後押しや連携、情報発信等が不可欠。そのため、金融機関への提言だけでなく、関連地方支分部局も含めた政府等への提言を併せて提示

CO2排出量のデータ整備に関する取組み（ガイド2）

- サプライチェーン・ファイナンスも活用した金融機関による「見える化」の促進
- データの標準化、共通化やプラットフォームの構築、様式の統一
- グローバルな連携、企業データの充実



トランジションファイナンスの推進・環境整備（ガイド3、4）

- 分野別技術ロードマップの充実（国際的な認知向上、排出量の試算等）
- アジアにおける脱炭素の取組みの拡大
 - 金融機関や事業会社等が情報・課題を共有する場の設置
 - 多排出設備の除却に伴うカーボンクレジットの発行にかかる検討
- グローバル化を踏まえたカーボン budgets の状況把握・管理



リスクマネーの供給に向けた取組み（ガイド5）

- リスクマネー供給に向けた金融商品の多様化
 - グリーンやトランジションに資する優先株や劣後債の発行促進
 - ESG投信の普及に向けた検討
- 脱炭素目線からのインパクト投資の推進
- ブレンデッドファイナンスの推進



地域の中小・中堅企業における脱炭素の促進（第7章）

- 財務局等におけるセミナーの開催（中小・中堅企業への浸透や地域金融機関同士の連携）
- 地域金融機関を通じた支援策の普及
 - カーボンニュートラルに関する施策集の作成
 - 地域金融機関への説明会の開催等も通じた情報提供の充実



出典：金融庁「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書概要」

【EY Viewpoint】

- 「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」では、金融機関による継続的・実効的な対話が重要である点が指摘され、企業の脱炭素への移行の戦略と進捗を理解・促進するための、金融機関に向けた提言が提示されています。また、これらの動きには政府等による支援が不可欠であることから、政府等に向けた提言も併せて示されています。
- 幅広い個人の間で環境や社会課題への意識は年々高まっており、また、2024年1月から開始される新しいNISAでは、年間投資枠の大幅な拡充等がなされる中、商品性という観点からは、ESG商品、ESG投資信託、脱炭素目線からのインパクト投資等、商品の幅を広げるとともに、丁寧な顧客説明と合わせて取引等の普及を図っていくことが望まれます。

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

金融庁:「インパクト投資等に関する検討会報告書」の公表

■ 概要

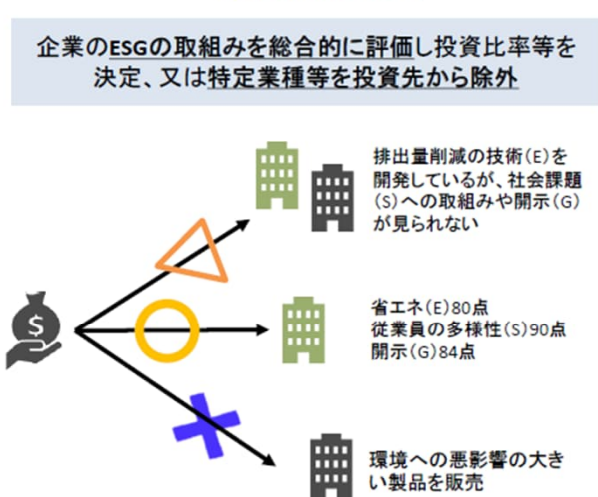
金融庁は2023年6月30日、金融庁が2022年10月に設置した「インパクト投資等に関する検討会」において、「インパクト投資」の基本的意義等について議論を進め、投資の要件、推進のための施策等と併せて取りまとめた、「インパクト投資等に関する検討会報告書」(以下、「本報告書」という。)を公表しました。

本稿では、本報告書の主な内容および本報告書内に示されている「インパクト投資の基本的指針(案)」(以下、「本指針案」という。)についての要旨を示します。

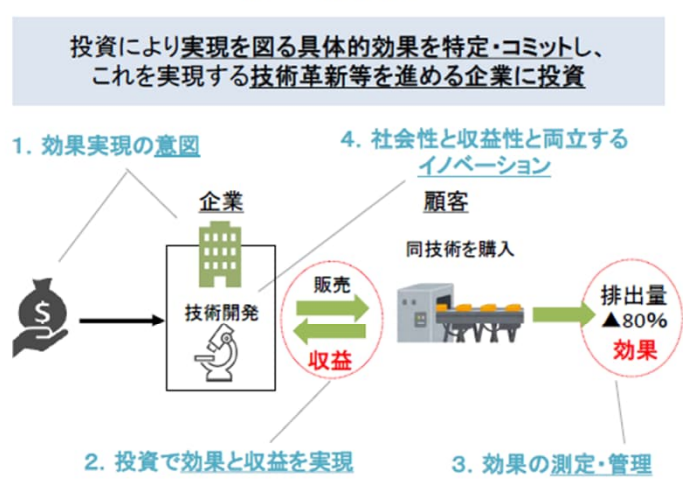
■ インパクト投資について

- 持続可能な社会の構築は国際的に大きな課題となっており、わが国でも、脱炭素や少子高齢化、災害への対応等、社会・環境課題の重要性が急速に高まっており、課題解決には、これに貢献する技術の実装やビジネスモデルの変革(イノベーション)が不可欠で、こうした実装や変革に取り組む企業の支援は喫緊の課題となっています。
- そのような中で、「インパクト投資」は、持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)の一分野として、持続可能な社会・経済基盤の構築といった基本的な意義を共有しつつ、投資の「効果」(インパクト)に着目する手法として、内外で推進の機運が高まっています。
- 本指針案では、「インパクト投資」は、「社会・環境的效果」と「収益性」の双方の実現を企図する投資とされています。
- すなわち、インパクト投資は、通常の投資と同様に一定の「収益」を生み出すことを前提としつつ、個別の投資を通じて実現を図る具体的な社会・環境面での「効果」と、これを実現する戦略等を主体的に特定・コミットする点に特徴があります。

一般的なESG投資



インパクト投資



1. から4. をインパクト投資の要件として提言

「インパクト投資」の推進により、**新たな発想・創意工夫で、社会・環境課題への対応を通じ成長・事業創造を図るスタートアップを含む企業等**への事業支援を促す。

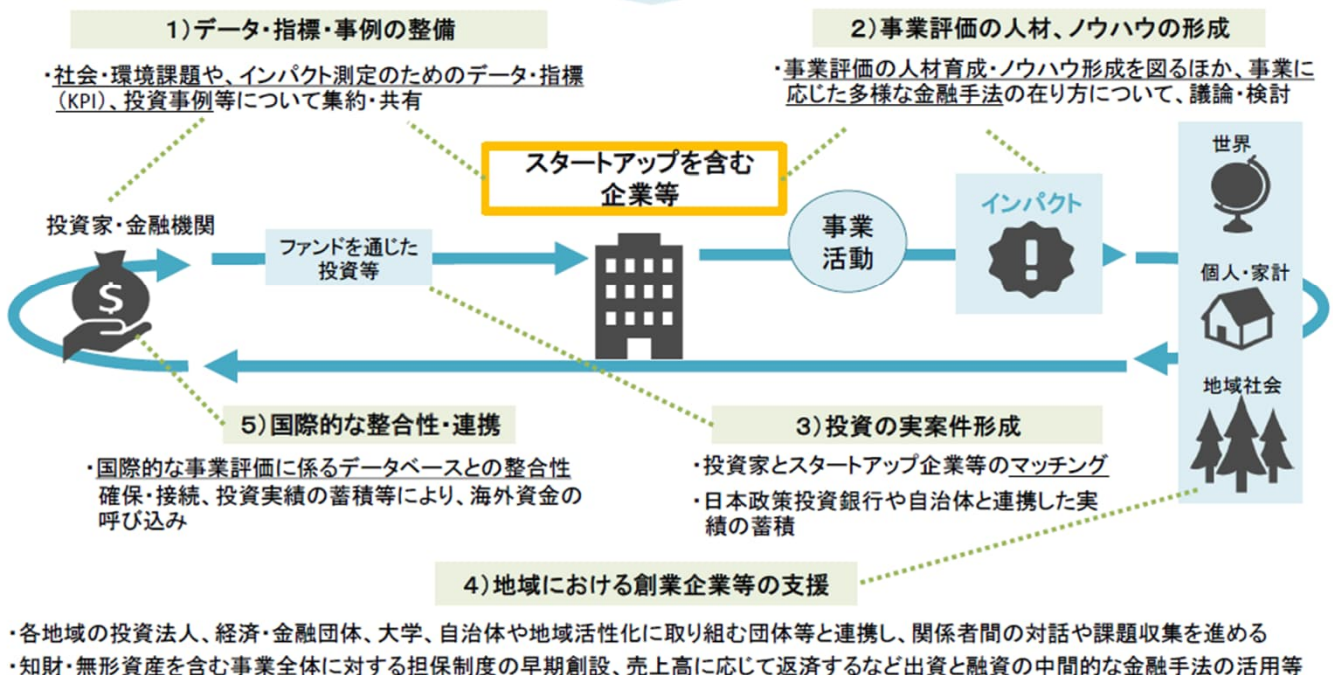
出典: 金融庁「インパクト投資等に関する検討会報告書概要」

「インパクト投資」の推進に係る諸施策

- 社会・環境的効果と成長の実現を図る企業への「インパクト投資」については、市場関係者の間で十分な共通理解がないのが現状であり、基本的な考え方・要件等について幅広い理解の浸透を図ることが普及・促進の前提となります。
- そのため、投資等の基盤(インフラ)整備として、金融庁において、インパクト投資の「基本的指針」を策定(10月まで意見募集)するとともに、官民の多様な関係者が集う「コンソーシアム」を設置する、としています。
- 「コンソーシアム」においては、以下の施策について検討していくことが考えられます。

データ・指標・事例の整備	<ul style="list-style-type: none"> データ・指標・事例の収集・共有を行い、インパクト投資が特に有効で投資家・事業者等も取り組みやすい課題を共有し、取組みを進める国際的なネットワークと連携を図る
金融支援と事業評価のノウハウ形成、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 「事業評価の人材育成・ノウハウ形成」を図るほか、事業に応じた多様な金融手法の在り方について、議論・検討
投資の実案件形成	<ul style="list-style-type: none"> 投資家とスタートアップ企業等のマッチングおよび官民金融機関等や自治体と連携した実績の蓄積を図る
地域における創業企業等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の投資法人、経済・金融団体、大学、自治体や地域活性化に取り組む団体等と連携し、関係者間の対話や課題収集を進める 知財・無形資産を含む事業全体に対する担保制度の早期創設、売上高に応じて返済する等、出資と融資の中間的な金融手法の活用等
国際的な整合性・連携	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な事業評価に係るデータベースとの整合性確保・接続、投資実績の蓄積等により、海外資金の呼び込み

投資等の基盤(インフラ)整備として、金融庁において、インパクト投資の「基本的指針」を策定(10月まで意見募集)。さらに、官民の多様な関係者が集う「コンソーシアム」を設置。コンソーシアムを軸として、以下の施策について、更に検討していくことが考えられる。

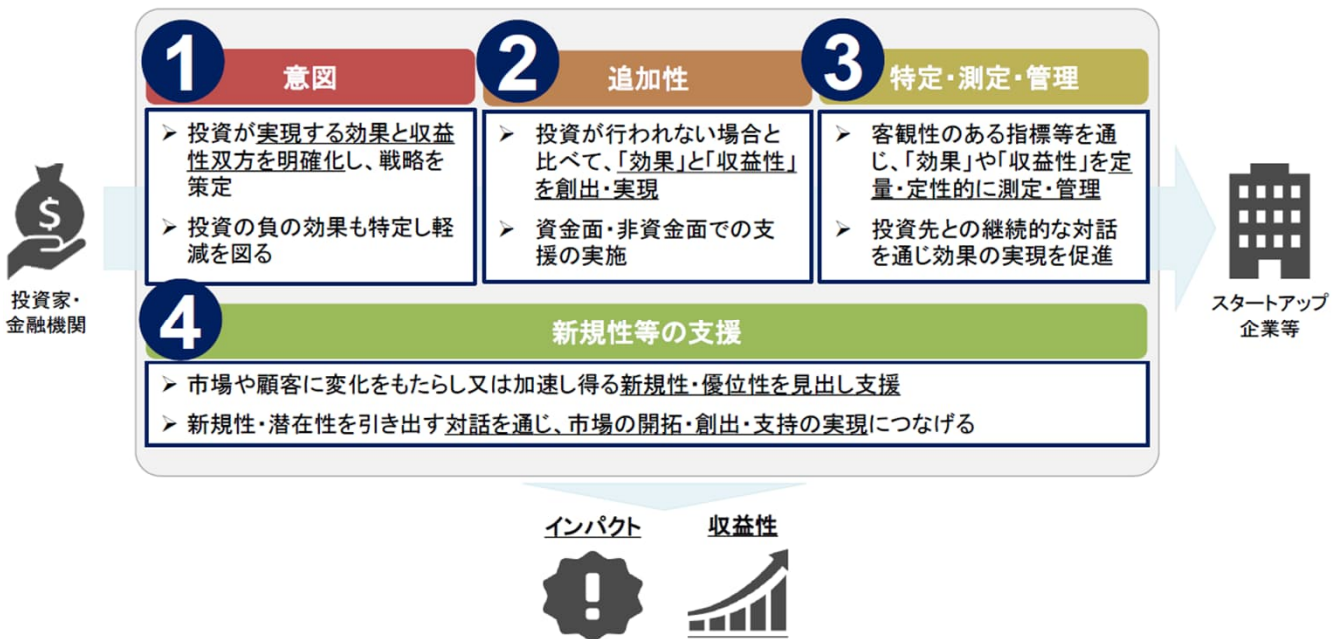


出典: 金融庁「インパクト投資等に関する検討会報告書概要」

■ インパクト投資に関する基本的指針(案)概要

本報告書の中には、インパクト投資に関する基本的指針(案)が示されており、本指針案は、資金提供者・調達者を含む関係者が創意工夫を通じて投資案件を進めるにあたって参考となるよう、インパクト投資の基本的な考え方やプロセスを取りまとめたものです。

インパクト投資に関する基本的指針(案)概要	
本指針案の目的	資金調達者と資金提供者等のインパクト投資市場の参加者が、様々な創意工夫を通じて投資案件の組成や資金調達等を行うに当たって参考となるよう、インパクト投資に一般的に求められる基本的な要件等を明らかにすることで、インパクト投資の基本的な考え方とプロセス等について共通理解を醸成すること
本指針案における対象	投資対象(業種、規模、上場・非上場、営業地域等)・投資主体(金融機関、投資家等)・アセットクラス(エクイティ、デット等)の別に関わらず対象
インパクト投資に必要な要件	要件1: 実現を「意図」する「社会・環境的効果」や「収益性」が明確であること(intentionality) 要件2: 投資の実施により、追加的な効果が見込まれること(additionality) 要件3: 効果の「特定・測定・管理」を行うこと(identification/measurement/management) 要件4: 市場や顧客に変化をもたらし又は加速し得る新規性等を支援すること(innovation/transformation/acceleration)



出典: 金融庁「インパクト投資等に関する検討会報告書概要」

【EY Viewpoint】

- 「インパクト投資に関する基本的指針(案)」では、インパクト投資の要件として、新規性や効果と収益性の明確化等の4つの要件を定め、客観的な指標で開示することが求められています。
- 金融庁は、本指針案に沿った情報開示で投資家の判断を助けるとともに、「インパクト投資」の推進により、新たな発想・創意工夫で、社会・環境課題への対応を通じ成長・事業創造を図るスタートアップを含む企業等への事業支援を促す、としており、今後の動向を注視していく必要があります。

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

金融庁：「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」の公表

■ 概要

金融庁は2023年6月30日、「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書—サステナブルファイナンスの深化—」（以下、「第三次報告書」という。）を公表しました。

第三次報告書は、「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書—持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム—」（以下、「第二次報告書」という。）が公表された2022年7月以降のサステナブルファイナンスに関する施策の実施状況、国内外の動向変化、これらを踏まえた課題と施策の方向性等が取りまとめられたものとなり、以下の切り口で整理されています。本稿では(1)から(4)の主要論点の要旨を示します。

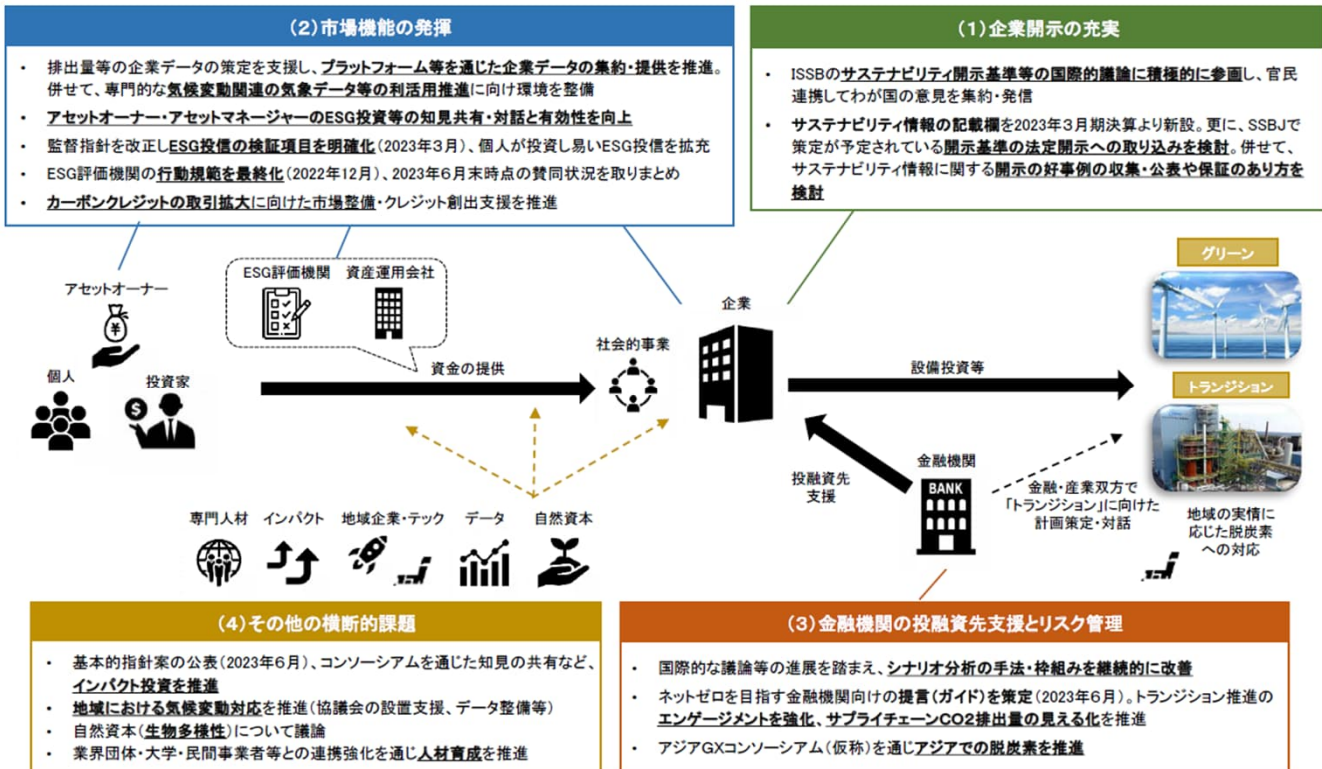
- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) サステナブルファイナンスを取りまく動向 | (4) 金融機関の投融資先支援とリスク管理 |
| (2) 企業開示の充実 | (5) その他の横断的課題 |
| (3) 市場機能の発揮 | |

■ サステナブルファイナンスを取りまく動向

わが国におけるサステナブルファイナンスの取組みは着実に進捗しており、第一次報告書で取り上げた各施策については、当初想定されていた制度整備等が相当に進捗していると評価されています。

以下の【図1】は、サステナブルファイナンスの全体像を俯瞰したものとなります。

【図1】サステナブルファイナンスの取組みの全体像



出典：金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書概要」

以下の【図2】は【図1】に記載された全体像に関連して、第二次報告書以降、第三次報告書公表までの進捗および今後の取組みをとりまとめたものとなります。

【図2】サステナブルファイナンスの取組みの全体像(進捗と今後の取組)

	2022年7月～2023年6月	2023年7月～12月
開示の充実	有価証券報告書に気候変動対応や人的資本等のサステナビリティ情報の記載欄を新設し、23年3月期より適用開始	サステナビリティ基準委員会(SSBJ)で基準開発。併せて、サステナビリティ情報に関する開示の好事例の収集・公表を検討
	国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)における基準開発等の国際的な議論に積極的に参画し、官民連携してわが国の意見を集約・発信 サステナビリティ情報の保証のあり方について、前提となる、開示基準の策定や国内外の動向を踏まえて議論	
市場機能の発揮	情報・データ 基盤整備	排出量等の企業データの策定を支援し、企業開示データをプラットフォーム等を通じ集約し、分かり易く提供 関係省庁と連携した事業者との意見交換等を通じ、専門的な気候変動関連の気象データ等の利活用推進に向けた環境を整備
	機関投資家	機関投資家が企業の持続可能性の向上に向けた取組みに着目し、受託資産の価値向上を図っていくための課題を把握。各機関投資家の特性も踏まえつつ、機関投資家におけるESG投資等の知見共有、対話の有効性向上に向けて議論
	個人の 投資機会	監督指針を改正しESG投信の検証項目を明確化 個人が投資しやすいESG投信の拡充や浸透について方策を検討
	ESG評価 データ機関	最終化された行動規範への賛同を呼びかけ。「ESG評価機関」について、23年6月末時点の賛同状況を取りまとめ 「ESGデータ提供機関」について、賛同を呼びかけ・取りまとめ 各機関の開示状況等を踏まえた実効性確保のあり方を検討
	CC市場	カーボンプレジットにかかる金融業法上の整理、市場整備 の実証実験等 取引拡大に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進
金融機関の投融資 先支援と リスク管理	シナリオ分析	シナリオ分析のパイロットエクササイズ結果公表(8月) シナリオ分析の手法・枠組みの継続的な改善
	脱炭素	脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討 会報告書として、ネットゼロに取り組む金融機関への 提言(ガイド)を公表(6月) トランジション推進の金融機関におけるエンゲージメント強化 本邦の経験を踏まえたトランジションの国際発信・浸透
	アジアGX	「アジアGXコンソーシアム」を立ち上げアジアのGXを推進
その他の横断的課題	インパクト	インパクト投資等に関する検討会の報告書を公表(6月) 報告書で、インパクト投資の「基本的指針」案を提示 基本的指針案に係る多様な関係者との対話と基本的指針の最終化 インパクト投資の「コンソーシアム」を立ち上げ 官民金融機関、様々な企業、地域関係者等と連携した事例創出・共有
	地域脱炭素	地域金融機関や中堅・中小企業への支援を拡充・浸透 GXに係る地域計画・協働体設置等の支援、地域事業者への補助事業の拡充と地域金融機関 等を通じた浸透、財務局等を通じた金融機関同士の連携強化など、地域の面的対応支援・推進
	生物多様性	生物多様性について国際的議論も踏まえ、金融への影響や金融の役割について議論
	専門人材	「サステナブルファイナンススキルマップ」の公表、 金融機関向け人材育成アンケート 業界団体・民間事業者等による資格・研修等や大学での実践的講義 の推進等を通じた、実務的人材の育成 若年層を含む幅広い個人等へサステナブルファイナンスを浸透

出典:金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書概要」

以降では「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」のそれぞれの主要な論点について記載しています。なお、その他の横断的課題のうちインパクト投資については、インパクト投資等に関する検討会の報告書が2023年6月に公表されていますが、詳細は12ページをご参照ください。

■ 企業開示の充実

企業のサステナビリティ情報開示に関して【図2】に記載された事項の他、主に以下の点が取り上げられています。

- 国際サステナビリティ基準審議会（以下、「ISSB」という。）が国際的なサステナビリティ開示基準案の最初のテーマとしていた「全般的な開示要求事項」（S1基準）と「気候関連開示」（S2基準）の草案について、2023年6月に最終化された。
- 監査法人等が実施しているサステナビリティ情報の信頼性を確保する「保証」の実務について、国際監査・保証基準審議会（以下、「IAASB」という。）が、2022年9月に国際基準開発のプロジェクトを承認・公表。2023年6月には新基準の公開草案を承認しており、2024年9月に最終化するとしている。
- 2022年12月に公表されたディスクロージャーワーキング・グループ報告において、ISSBやIAASB等の国際的な議論も見据えながら、わが国のサステナビリティ開示の「ロードマップ」が示された。今後、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の位置づけを法令上明確化しつつ、策定が予定されている開示基準を法定開示に取り込んでいくこと、保証業務についても国内外の動向を踏まえ、前提となる開示基準の策定や保証の担い手、保証にかかる基準・範囲・水準、制度整備等について議論していくとされている。

■ 市場機能の発揮

第三次報告書では【図2】に記載された5つの項目に関して、以下の問題意識をもって取組むとされています。

項目	問題意識/期待	主な取組み/課題
情報・データ基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ESGデータの集約と質の確保に、国際連携の下で取組む必要 	<ul style="list-style-type: none"> 「ESG評価・データ提供機関の行動規範」（以下、「行動規範」という。）のデータ提供に係る規定について、データ提供機関に浸透を図る 民間金融機関・企業等にとって難易度が高い専門的な気候変動関連のデータの利活用を促進
機関投資家（アセットオーナー・アセットマネージャー）	<ul style="list-style-type: none"> 関係者同士の対話を通じ持続可能なインベストメントチェーンの構築を図る必要 	<ul style="list-style-type: none"> ESG投資を含め、機関投資家ごとの課題を踏まえながら運用資産の成長性・持続可能性を高める方策について、知見を共有
個人に対する投資機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ESG投信に係る説明責任を強化しつつ、商品の多様化と説明の充実が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ファンド等によるESG投資については、投資ファンドの組成者自身が自ら中身に踏み込んだ具体的な開示を行う規制・監督の流れが合理的と考えられる 新NISAを好機と捉え、金融経済教育と組み合わせる普及を図っていくことも一案との意見
ESG評価・データ提供機関	<ul style="list-style-type: none"> 「行動規範」の浸透や内外の連携を通じ、サービスの改善を図る必要 	<ul style="list-style-type: none"> 内外の評価・データ提供機関と対話しつつ、実効性を確保していく手法について継続的に検討 2024年6月末時点での行動規範への賛同状況を取りまとめるESGデータ提供について、データ提供機関との丁寧な対話が期待
カーボנקレジット市場	<ul style="list-style-type: none"> カーボנקレジット市場の早期開設と金融機関による参画を期待 	<ul style="list-style-type: none"> 官民が一体となり、カーボנקレジットの枠組みの整備、会計・税務上の取扱い、取引基盤の整備、需要開拓、市場仲介等、需要・供給を金融面から支えていく

■ 金融機関の投融資先支援とリスク管理

第三次報告書では、第二次報告書の公表以降の動きとして、主に以下の点が取り上げられています。

シナリオ分析をはじめとするリスク管理の状況	<ul style="list-style-type: none">2022年7月に公表された「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」において有効な手法として挙げられたシナリオ分析に関して、金融庁と日本銀行は気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)が公表するシナリオを共通シナリオとした気候関連シナリオ分析の試行的取組みを実施。同年8月に分析結果や主な論点・課題を公表。
脱炭素等に向けた金融機関等の取組み	<ul style="list-style-type: none">金融機関と企業との間での実効的な対話を促進していくよう、2022年10月に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」が立ち上げられ、2023年6月には報告書を公表。金融機関が検討すべき論点について提言(ガイド)として具体的な方策等が提示されている。
アジアにおけるGXファイナンスの拡大	<ul style="list-style-type: none">アジアへのトランジション投資を本邦の金融機能も活かして実施していくことで、国際的な取引拠点化(「アジアGX金融ハブ」)等につなげていくことも考えられる。

【EY Viewpoint】

- 企業開示の充実についてはサステナビリティ基準委員会(SSBJ)における日本版基準の開発やサステナビリティ情報に関する開示の好事例の収集・公表等に言及されており、今後の動向が注目されます。
- 有識者会議は今後、アセットオーナーをはじめとする関係者のすそ野の拡大、長期的な時間軸の中でのインパクトの考え方、受託者責任に関するさらに踏み込んだ議論と考え方の整理、さらにサステナブルファイナンスの推進における市場と政府の役割分担等、大きな視点から重要な論点を取り上げて主体的に議論を進めていくとしますので、今後の動向に引き続き注視しておく必要があります。

会計

Accounting Update — 日本

企業会計基準委員会:企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等の公表

■ 概要

企業会計基準委員会 (ASBJ) は2023年5月2日、以下の基準を公表しました。

- 企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」(以下、「基準案」という。)
- 企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針(案)」(以下、「適用指針案」という。)
- その他関連する諸基準

■ 本公開草案のポイント

1. 範囲

- 本基準案は、契約の名称等に関わらず、次の項目に該当する場合を除き、リースに関する会計処理および開示に適用することを提案しています。(基準案第3項及びBC13項～BC16項)

項目	範囲外とする提案の理由
① 実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」の範囲に含まれる運営権者による公共施設等運営権の取得	実務対応報告第35号において、当該運営権を分割せず一括して会計処理を行うこととしており(実務対応報告第35号第39-3項)、当該運営権の構成要素についてリースに該当するかどうかの検討を行わないこととするため
② 収益認識会計基準の範囲に含まれる貸手による知的財産のライセンスの供与	収益認識会計基準を適用することとするため
③ ②を除く貸手による無形固定資産のリースについて、本会計基準案を適用しないことを選択した場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 貸手によるその他の無形固定資産のリースについては、IFRS第16号ではその適用を任意とする定めはないものの、その他の無形固定資産のリースが広範に行われているようには見受けられなかったため ▶ 企業会計基準第13号における会計処理を変更する必要があるようにするため
④ 借手による無形固定資産のリースについて、本会計基準案を適用しないことを選択した場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 借手によるリースのうち、無形固定資産のリースについては、借手によるソフトウェアのリースが企業会計基準第13号に基づいて会計処理されている実務を変更する必要があるようにするため ▶ 無形資産のリースに適用することを要求されていないIFRS第16号との整合性を図るため

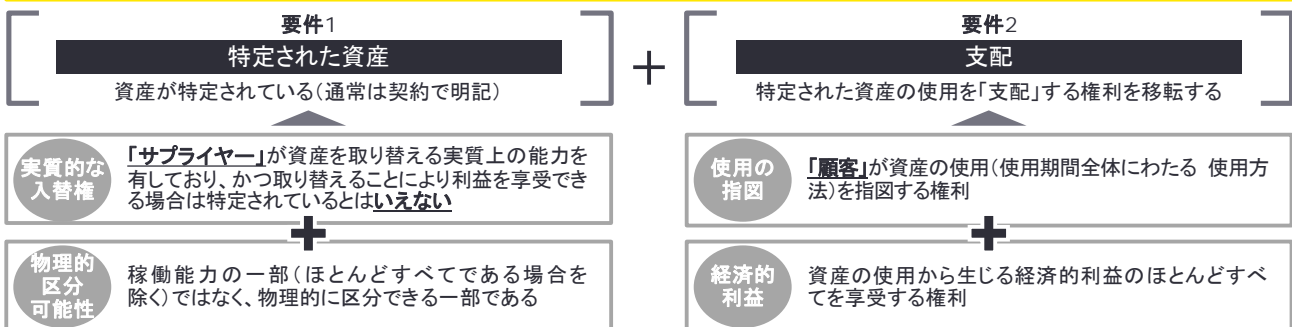
- 本基準案は、連結財務諸表と個別財務諸表の双方に適用されます。(基準案BC17項)

2. リースの定義(基準案第5項及び基準案BC21項)・リースの識別(基準案第23項～第28項及びBC25項～BC28項並びに適用指針案第5項～第14項及びBC8項～BC20項)

リースは、「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義されます。契約の当事者は、契約の締結時において、当該契約がリースを含むか否かを判断する必要があり、①資産が特定されていること、②当該資産の使用を支配する権利が貸手から借手に移転していることの2要件を考慮します。

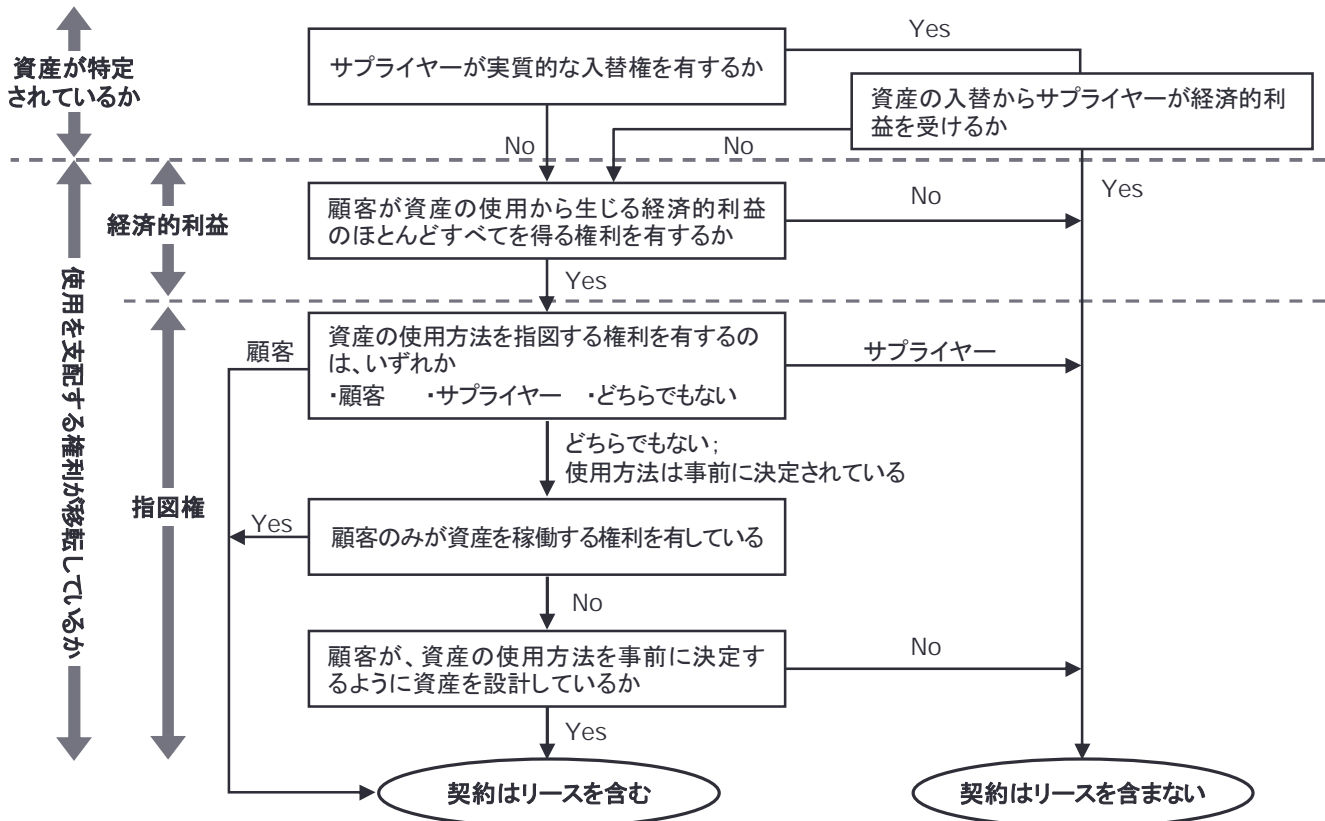
定義 原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部

契約がリースに該当する2要件



【図1】リースの識別に関するフローチャート

各権利や契約内容の判断を行う際は、全て「使用期間全体を通じて」該当するか否かを判断する必要があります。



出典：企業会計基準委員会「企業会計基準公開草案第73号『リースに関する会計基準(案)』等の公表」より抜粋

3. 借手のリース期間(基準案第29項及びBC29項～BC32項並びに適用指針案第15項及びBC21項～BC27項)

借手は、借手のリース期間について、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の①及び②の両方の期間を加えて決定する。

- ① 借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間
- ② 借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間

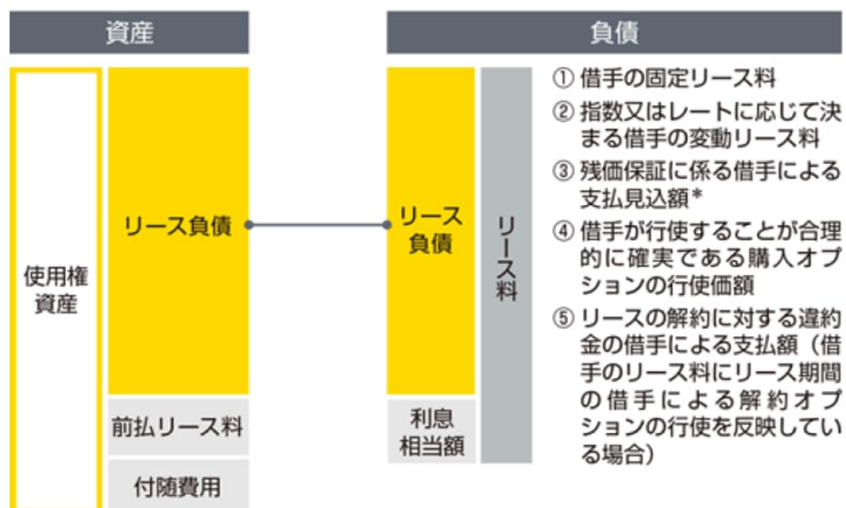
借手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該権利は借手が利用可能なオプションとして、借手は借手のリース期間を決定するにあたってこれを考慮する。貸手のみがリースを解約する権利を有している場合、当該期間は、借手の解約不能期間に含まれる。

4. 借手のリースの会計処理

(1) 使用権資産およびリース負債の計上(基準案第31項～第33項及びBC35項～BC40項並びに適用指針第16項～第17項、第21項～第23項、第25項～第34項、BC29項、BC36項～BC39項及びBC48項～BC56項)

- 本基準案では、借手は、使用権資産について、リース開始日に算定されたリース負債の計上額に、リース開始日までに支払った借手のリース料(以下、「前払リース料」という。)および付随費用を加算して算定し、リース負債の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定することが提案されています。
- ここで、借手のリース料は、借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払であり、【図2】の①から⑤の支払で構成されるとされています。

【図2】使用権資産およびリース負債の構成要素



* ③「残価保証に係る借手による支払見込額」については、見積りが困難である場合に残価保証額を用いることができるとする簡便的な取扱いを設けることが検討されたものの、審議の結果、簡便的な取扱いを設けないことが提案されている。

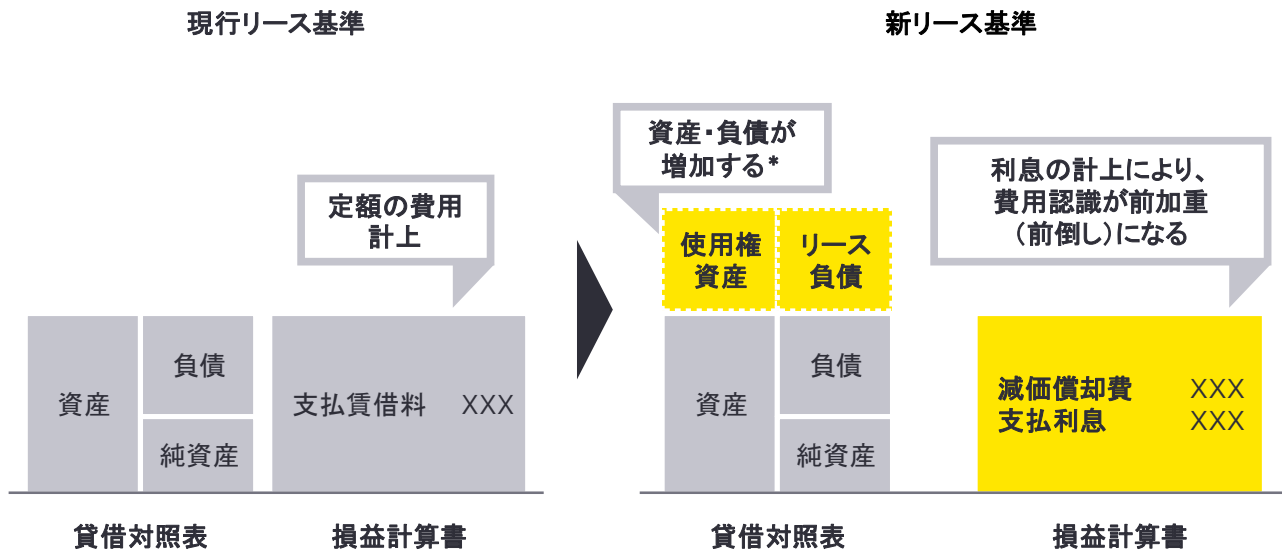
- (2) 利息相当額の各期への配分(基準案第34項並びに適用指針案第35項～第39項及びBC57項～BC60項)
本基準案では、原則的な取扱いおよび簡便的な取扱いのいずれも現行と同様の取扱いとすることを提案されています。
- (3) 使用権資産の償却(基準案第35項～第36項及びBC41項～BC42項並びに適用指針第40項及びBC61項)
本基準案では、基本的に現行のリース資産の償却と同様の会計処理が提案されています。

【図3】使用権資産の償却

	所有権が移転する	左記以外
減価償却方法	仮に所有した場合の減価償却方法	定額法等、実態に応じたものを選択適用 (所有していた場合と同一にする必要はない)
耐用年数	経済的に使用可能と予測する期間	原則としてリース期間 (耐用年数の方が短い場合は耐用年数も可)
残存価額	合理的な見積額	ゼロ

※ その他、免除規定(短期リースおよび少額リースの簡便的な取扱い)、契約条件の変更、借手のリース期間に含まれない再リース、セール・アンド・リースバック取引、サブリース取引、借地権に関する取扱い、貸手のリース取引については、文面上の都合により割愛します。

オペレーティング・リース(借手)への影響(イメージ)



* オフィス・土地賃借、借上社宅/物流倉庫、自社利用設備/社用車等

5. 開示

【借手の表示まとめ】

(基準案第47項～第51項及びBC52項～BC57項)

使用権資産	次のいずれかの方法 ① 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法 ② 対応する原資産の表示区分(有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産)において使用権資産として区分する方法
リース負債	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目および金額を注記する 貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するリース負債は流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するリース負債は固定負債に属するものとする
リース負債に係る利息費用	損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目および金額を注記する

【借手の注記事項まとめ】

(基準案第52項～第55項及びBC58項～BC61項並びに適用指針案第90項～第105項及びBC117項～BC138項)

	注記事項	具体的な記載内容
借手の注記事項	会計方針に関する情報	リースに関して企業が採用した会計処理について理解することができるよう、次の会計処理を選択した場合、その旨及びその内容を注記する。 (i) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分として会計処理を行う選択 (ii) 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な取扱いの選択 (iii) 借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理の選択
	リース特有の取引に関する情報	リースが企業の財政状態又は経営成績に与える影響を理解できるよう、次の事項を注記する。 (i) 貸借対照表において区分して表示していない場合、次の事項 ▶ 使用権資産の帳簿価額 (対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の表示科目ごと) ▶ 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な取扱いにより会計処理を行ったリースに係るリース負債 (科目及び金額) ▶ 償却していない旧借地権又は普通借地権の設定に係る権利金等 (科目及び金額) (ii) 損益計算書において区分して表示していない場合、次の事項 ▶ 短期リースに係る費用 (科目及び発生額) ▶ リース負債に含めていない借手の変動リース料に係る費用 (科目及び発生額) (iii) セール・アンド・リースバック取引 ▶ 売却損益が含まれる科目及び金額 (損益計算書で区分表示していない場合) ▶ 譲渡が売却に該当すると判断した取引について、取引の主要な条件 (iv) サブリース取引 ▶ サブリース収益が含まれる科目及び金額 (損益計算書において区分していない場合) ▶ 中間的な貸手がヘッドリースのリスクを負わない場合のサブリース損益が含まれる科目及び金額 (損益計算書において区分していない場合) ▶ 利息相当額控除前の金額で計上する場合の、転リース取引に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債が含まれる科目並びに金額 (貸借対照表において区分していない場合)
	当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報	当期及び翌期以降のリースの金額を理解できるよう、次の事項を注記する。 (i) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額 (ii) 使用権資産の増加額 (iii) 使用権資産に係る減価償却の金額 (対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の表示科目ごと)
全般事項		▶ 開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。 ▶ 注記を記載するにあたり、上記の注記事項の区分に従って注記事項を記載する必要はない。
		▶ リースに関する注記を独立の注記項目とする。ただし、他の注記事項にすでに記載している情報については、繰り返す必要はなく、当該他の注記事項を参照することができる。 ▶ 前述の注記事項以外であっても、開示目的を達成するために必要な情報は、リース特有の取引に関する情報として注記する。

6. 適用時期(基準案第56項及びBC62項並びに適用指針案第108項)

2024年3月末までに会計基準が最終化された場合

原則適用	2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用
早期適用	2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本会計基準を適用することができる

【EY Viewpoint】

- アセットマネジメント会社においては、不動産賃借料、器具備品費等を使用権資産として計上するケースが多いと考えられますが、基準が導入されるまでに、経費項目について、網羅的に調査する必要があります。
- 本社等を借り受けている場合に計上される不動産賃借料について、借手が希望すれば、通常は契約を更新できるため、いつまで使用するのか、延長オプションを何度行使するのが合理的に確実といえるのかを判断する必要があります。仮に長期間使用する見積りになった場合、貸借対照表に計上される金額が大きくなるため、慎重な判断が求められます。
- 借手のオペレーティング・リース取引において、資産・負債の増加により、各種財務指標(自己資本比率、ROA等)に影響が出る可能性があります。

【コラム】 投資信託委託会社の業績ハイライト ～投資信託純資産総額との関連で考察した財務指標の推移～

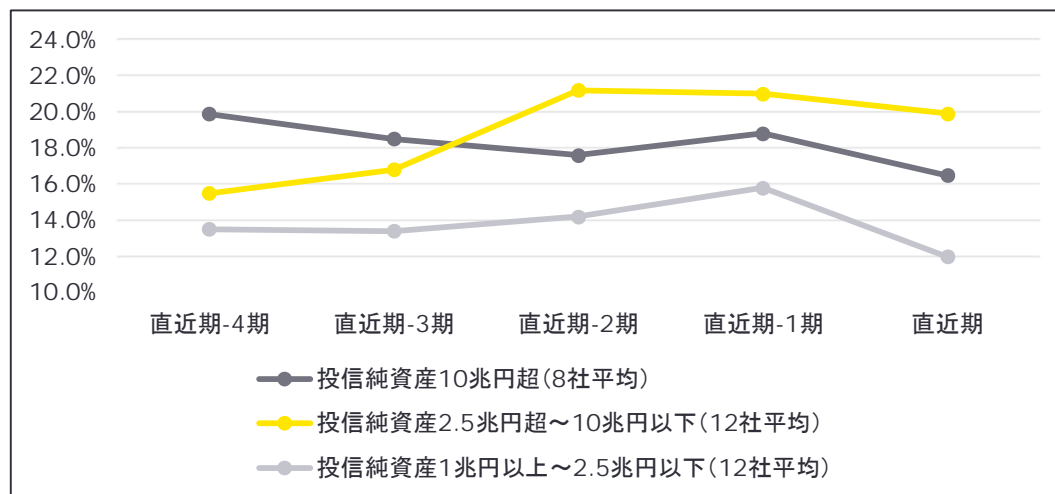
概要

一般社団法人投資信託協会が公表している「運用会社別資産増減状況」の2023年3月末の公募投資信託および私募投資信託に関する純資産総額(以下、「投信純資産」という。)が1兆円以上の投資信託委託会社32社(直近期中において「正会員の財務状況等に関する届出書」の公表がない投資信託委託会社を除く)を対象として、各対象会社が公表している「正会員の財務状況等に関する届出書」の数値を元に、直近5年の財務数値に関して投信純資産の規模別に情報収集を行いました。

営業利益率の低下

対象会社の営業利益率の推移をみると、特に投信純資産10兆円超の対象会社の営業利益率は、直近5年の間、低下傾向にあります。また、投信純資産10兆円以下の対象会社は、投資顧問業も含めた事業規模拡大を進めた委託会社が含まれていること等を背景に、平均としては上昇傾向にある期間もあるものの、直近期中においては、直近3年間で最も低い水準となっています。(図1参照)。上記の営業利益率の低下について、委託者報酬および委託調査費の傾向を中心に以降で分析を行います。

【図1】営業利益率の推移



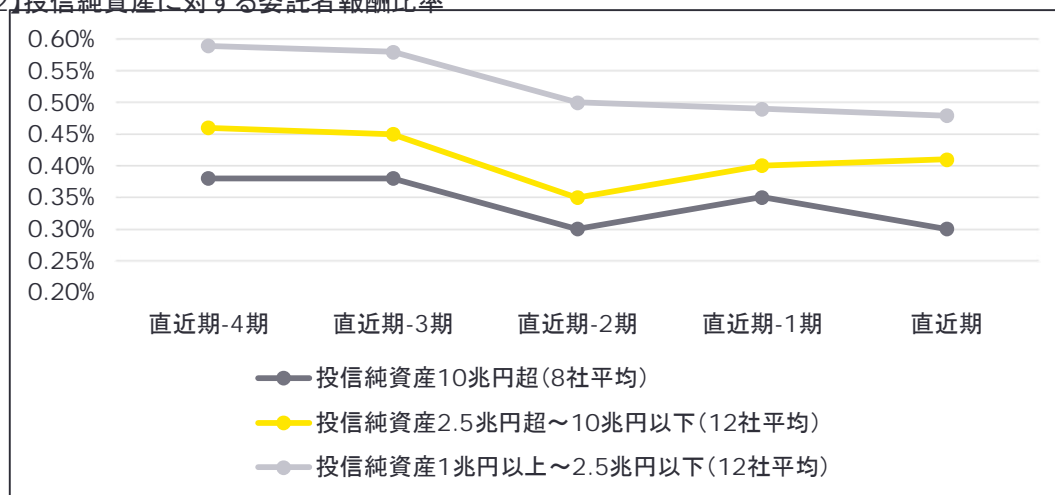
出典: 各対象会社が公表している「正会員の財務状況等に関する届出書」よりEY作成。以下、図2～図4において同様。



投信純資産に対する委託者報酬比率の低下

委託者報酬の引き下げ競争等を背景に、投信純資産に対する委託者報酬比率は直近期-4期の水準と比較して、全ての投信純資産規模において、低下傾向にあります。なお、投信純資産2.5兆円超～10兆円以下(12社平均)における投信純資産に対する委託者報酬比率は、直近期-2期と比較して上昇傾向で推移していますが、比較的委託者報酬率が高いアクティブファンドの純資産残高を伸ばしている対象会社が含まれていることが要因と考えられます(図2参照)。

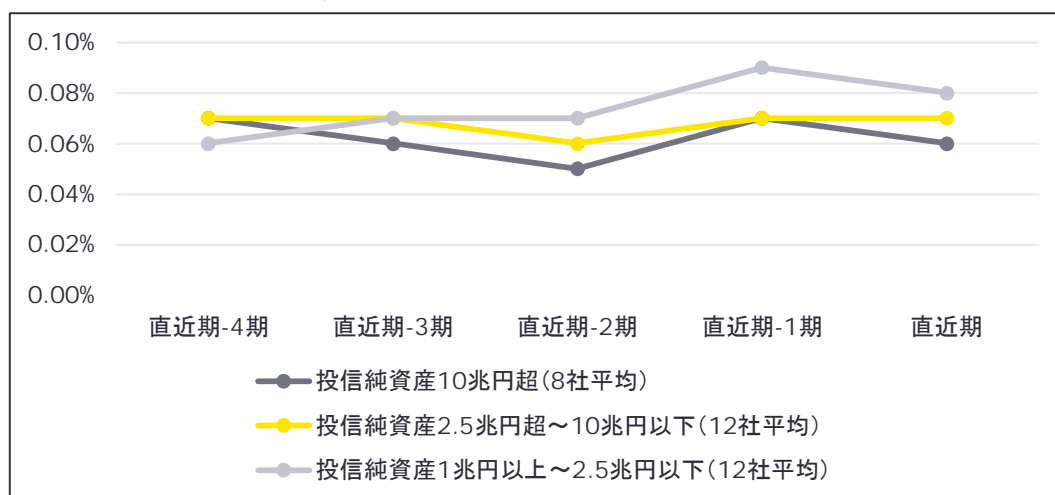
【図2】投信純資産に対する委託者報酬比率



投信純資産に対する委託調査費比率は横ばいで推移

一方で、投資家の外国株式等の海外資産に対する関心の高まり等を背景に、外部委託運用が拡大したことで、全ての投信純資産規模において、投資純資産に対する委託調査費の比率は横ばいで推移しています(図3参照)。

【図3】投資純資産に対する委託調査費比率

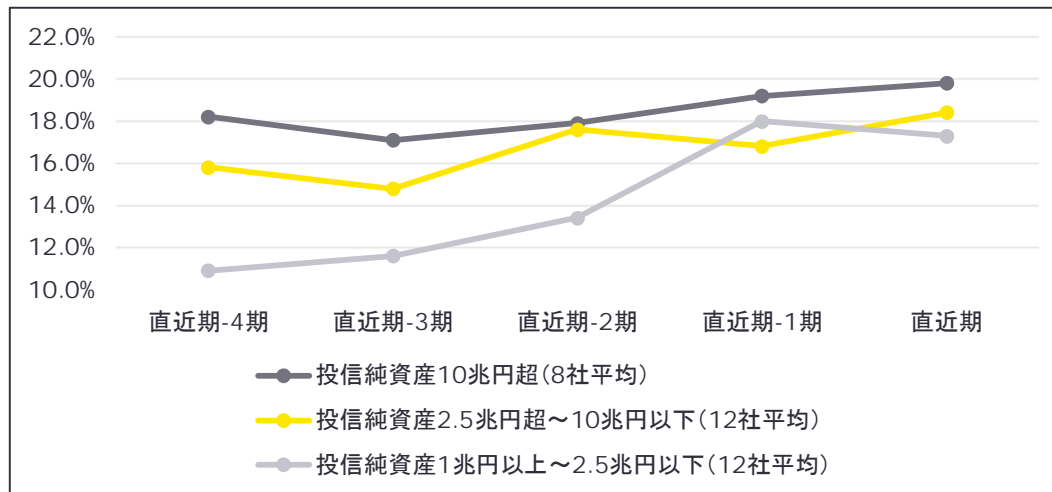




委託者報酬に対する委託調査費比率の上昇

前述の投信純資産に対する委託者報酬および委託調査費の推移により、全ての投信純資産規模において、委託者報酬に対する委託調査費比率は上昇傾向にあり(図4参照)、営業利益率の低下の1つの要因となっていると考えられます。

【図4】委託者報酬に対する委託調査費比率



【EY Viewpoint】

- 近年、競争激化を背景として収益が伸び悩む一方、さまざまな要因によりコストは上昇しており、資産運用会社の財務的パフォーマンスは厳しい状況が続いています。この傾向は国内だけでなくグローバルでも共通しており、今後より一層顕著になっていくものと想定されます。このような環境下、資産運用業界は重要な転換点に直面しており、さらなる成長に向けてビジネスモデルの再検討に迫られていると言えるのではないのでしょうか。例えば、収益面においては、高いパフォーマンスや高い付加価値をもった商品の開発力および運用力が差別化要因の1つになるものと考えられます。また、コスト面においては、一般的なコスト削減以上の取組みにより経営効率の向上を図る必要があります。本稿では委託調査費にフォーカスして分析しましたが、こうしたコストを圧縮するためには、多様な投資対象を自前で運用できるような体制を構築する等、抜本的な構造改革が必要になるものと考えられます。

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



[プライベートエクイティの最前線と動向 ~ESGやSDGsとも連携するプライベートエクイティ・ファンドの機会とリスク | EY Japan](#)



[プライベートエクイティの最前線と動向 ~プライベートエクイティ・ファンドの進化と将来 | EY Japan](#)

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】

<https://www.facebook.com/EYJapanOfficial/>

【Twitter】

https://twitter.com/Japan_EY

【LinkedIn】

<https://www.linkedin.com/company/ernstandyoung/> *

【YouTube】

<https://www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw>

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EYウェルス&アセットマネジメントセクターのHPでも、
情報を発信しております。ぜひご覧ください。

https://www.ey.com/ja_jp/wealth-asset-management

また、本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくは[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)をご覧ください。

© 2023 EY Japan Co., Ltd.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)